

福岡県ふるさとの漬物づくり応援事業費補助金交付要綱

(制 定 令和6年4月1日 5経技第3368号)

(趣旨)

第1条 知事は、物価高騰の影響を受ける中、改正食品衛生法の施行に伴い、営業許可が必要となる漬物製造において、地域の特産品である漬物の伝統の味の承継を図るため、別表に掲げる事業に要する経費について、農林業者を構成員とする団体等（以下「団体等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象及び補助率等)

第2条 事業名、事業実施主体、採択基準、補助の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員が役員となっている者若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体は補助の対象としない。

(事業実施計画の承認)

- 第3条 補助金の交付を受けようとする団体等の長は、福岡県ふるさとの漬物づくり応援事業実施計画承認申請書（様式第1号。以下「実施計画書」という。）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 知事は、提出された実施計画書の内容が別表に定める採択基準等を満たし、かつ、その内容が適正と認められるときは、計画の承認を行い、その旨を団体等の長に通知するものとする。
 - 3 事業の実施計画の重要な変更については、福岡県ふるさとの漬物づくり応援事業実施計画変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。
 - 4 前項の事業の実施計画の重要な変更とは、別表の重要な変更の欄に掲げるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする団体等の長は、福岡県ふるさとの漬物づくり応援事業費補助金交付申請書（様式第3号。以下「交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。
- 2 団体等の長は、前項の交付申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をい

う。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第4号。以下「決定通知書」という。)を団体等の長に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付決定を受けた団体等の長は、規則第7条第1項の規定により補助金交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による決定通知書を受領した日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(申請内容の変更承認等)

第7条 団体等の長は、交付申請書の記載事項について、別表の重要な変更の欄に掲げる変更をしようとするときは、福岡県ふるさとの漬物づくり応援事業費補助金変更交付申請書(様式第5号。以下「変更交付申請書」という。)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした団体等の長は、同項ただし書に該当した各事業実施主体について、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して、変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前2項の承認をしたときは、補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 団体等の長は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、福岡県ふるさとの漬物づくり応援事業中止(廃止)申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(概算払)

第9条 団体等の長は、補助金の概算払を受けようとするときは、福岡県ふるさとの漬物づくり応援事業費補助金概算払請求書(様式第8号。以下「概算払請求書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により概算払請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(状況報告)

第10条 団体等の長は、事業に着手したときは、速やかに福岡県ふるさとの漬物づくり応援事業着手報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により事業実施主体が交付決定前に事業に着手（工事または機械の発注を含む。）する必要がある場合には、団体等の長は、その理由を明記した福岡県ふるさとの漬物づくり応援事業費補助金交付決定前着工届（様式第10号）を知事にあらかじめ提出しなければならない。

この場合において団体等の長は、交付決定までのあらゆる損失等について自らの責任において処理しなければならない。

2 団体等の長は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、福岡県ふるさとの漬物づくり応援事業遂行状況報告書（様式第11号）を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求書の提出をもってこれに代えることができる。

3 団体等の長は、事業に係る工事が竣工又は作業が終了したときには、速やかに福岡県ふるさとの漬物づくり応援事業完了報告書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の遂行が困難になった場合の手続き等)

第11条 団体等の長は、補助事業の遂行が困難となったとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないときは速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 団体等の長は、福岡県ふるさとの漬物づくり応援事業費補助金実績報告書（様式第13号。以下「実績報告書」という。）を補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 団体等の長は、前項の実績報告書を提出する場合、第4条第2項ただし書に該当した事業実施主体において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 団体等の長は、第1項の実績報告書を提出した後に、第4条第2項ただし書に該当した事業実施主体において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第14号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに、

同様式により知事に報告しなければならない。

(額の確定の通知)

第13条 知事は前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡県ふるさとの漬物づくり応援事業費補助金額の確定通知書（様式第15号）を団体等の長に送付するものとする。

(事業成果報告)

第14条 団体等の長は、事業実施年度の翌年度から3年間、福岡県ふるさとの漬物づくり応援事業成果報告書（様式第16号）を毎年5月31日までに知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 規則第20条の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間とする。ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間とする。

2 規則第20条第1項第2号の機械、重要な器具その他重要な資産で知事が定めるものは、事業により取得した価格が1件50万円以上の機械及び器具とする。

(書類の提出)

第16条 この要綱の規定により団体等の長が知事に提出する書類は、1部（所轄農林事務所長を経由）とする。

(関係書類の整備)

第17条 規則第10条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。ただし、団体等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合には、財産管理台帳（様式第17号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第18条 知事は、団体等が規則に違反した場合、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は事業実施主体が暴力団、暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体であることが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。